

2025年1月27日

公益財団法人日本フィランソロピック財団
「アスリートを守る」を支える基金 ～「J.PDP FUND」
寄附募集のご案内

わが国では従来、スポーツが盛んであり、プロ野球、Jリーグなど、多くの競技においてトップレベルのリーグが存在し、選手たちが活躍しています。また、2024年夏に開催されたオリンピック・パラリンピックにおいても日本選手が活躍したほか、海外で活躍する選手も多くなってきました。しかし、アスリートの競技人生は短く、必ずしも彼ら、彼女らの競技後の人生に対するサポートは多くありません。

寄附の趣旨

海外では、PDP (Player Development Program) という仕組みを活用している国があり、アスリートの競技人生のみならず、ライフプランニングをサポートしています。このような取り組みは、日本国内ではまだまだ認知度が低く、広くは知られていないのが現状です。

設立予定の『「アスリートを守る」を支える基金 ～「J.PDP FUND」』は、日本フィランソロピック財団（以下、本財団）が、アスリートの競技人生のみならず、その選手の人生を包括的にサポートするシステムの実施や普及を促す事業に助成することを目的として設立する基金です。

この基金は、こういった取り組みが日本国内でも広く普及し、アスリートがひとりの人間として「スポーツをやっていてよかった」と胸をはれるような社会の実現に貢献します。

上述の趣旨にご賛同いただける方からのご寄附をお待ちしております。

なお、本基金は、寄附申込期間中（2025年4月21日まで）に累積寄附申込額が1,000万円に達した場合に、設立されます。

寄附募集のご案内

1. 寄附募集対象

個人、法人 いずれもお受けいたします。

※当財団は特定公益増進法人であり、本基金への寄附は税制上の優遇措置が受けられます (P.3)。

2. 寄附申込期間

2025年4月21日(月)まで

3. 寄附の受入れ

現金 500,000円以上 100,000円単位

4. 寄附の使途

助成事業として交付する助成金及び管理費に充てさせていただきます。

5. 寄附者へのご報告

助成事業の報告は適時ウェブサイトに掲載いたします。

6. 寄附受入れの制限

ご寄附の趣旨が当財団および基金の使命、利益に反すると判断される場合、または当該ご寄附が関連する法令等に抵触する又は抵触する可能性がある場合、その受け取り(財団が既に受領したものを含む)を辞退させて頂くことがあります。なお、寄附の受入れは、現金寄附に限らせて頂きます。

寄附方法

7. 寄附申込方法

下記の問い合わせフォームにてご連絡ください。

事務局からご寄附の意思などを確認させて頂いた上、寄附申込書と手続きのご案内をお送りします。申込書のご提出をもって申し込みとなります。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

8. 基金設立確定有無のご案内

この基金は、2025年4月21日までに累積寄附申込額が1,000万円に達した場合に、設立されます。本財団から2025年4月25日（金）を目処に、設立確定の有無をお知らせいたします。

9. 寄附払込方法

当財団の銀行口座への振込で承ります。振込先口座情報は、寄附申込書の受領後にお知らせいたします。

10. 寄附振込期間

2025年4月25日（金）～ 4月30日（水）

11. 寄附金領収書

当財団が寄附金の着金を確認後、「寄附金領収書」を発行、送付いたします。当財団へのご寄附は税制優遇措置の対象となりますので、大切に保管してください。

12. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当財団は特定公益増進法人です。内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用されます。

また、内閣府から税額控除の資格を有する公益財団として認定を受けておりますので、個人からの寄附については所得控除または税額控除のいずれかを、法人からの寄附については法人税の損金算入限度額の特例を受けることができます。

個人によるご寄附

① 所得控除

寄附金控除として所得控除を受けることができます。

寄附金額－2,000円＝所得控除額

※ 所得控除額は総所得金額等の40%が限度です。

② 税額控除

寄附金控除として税額控除を受けることができます。

(寄附金額－2,000円) × 40% = 税額控除額

※ 税額控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。また、税額控除額は所得税額の25%相当額が限度額です。

③ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を相続税の申告期限までに寄附した場合、寄附した財産には相続税が課税されません。

法人によるご寄附（法人税）

一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入することができます。別枠の損金算入限度額(特別損金算入限度額)は(所得金額の6.25%＋資本金等の額の0.375%)×1/2です。

※ 税制上の優遇措置を受けるには当財団発行の「寄附金領収書」および特定公益増進法人たるを証明する書類を添付の上、確定申告などの税務申告が必要になります。詳しくはお近くの税務署や税理士などの専門家にお尋ねください。

13. お問い合わせ先

日本フィランソロピック財団事務局

「アスリートを守る」を支える基金～「J.PDP FUND」担当

当財団ホームページの問い合わせフォームにてご連絡ください。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

公益財団法人日本フィランソロピック財団

当財団は、2020年設立、2021年に内閣府から公益認定を受けた公益財団法人です。社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成、奨学金、顕彰などの事業を行っています。寄附者おひとりおひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

- ・ 代表理事 : 岸本和久
- ・ 設立日 : 2020年4月27日
- ・ 公益認定日 : 2021年3月25日
- ・ 所在地 : 東京都港区新橋1丁目1番地13号
アーバンネット内幸町ビル3階
- ・ 公式サイト : <https://np-foundation.or.jp/>

個人情報について

ご寄附者様よりいただいた個人情報は、当財団の「個人情報保護方針」で規定する個人情報の利用目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。個人情報の適切な保護に努めます。

「個人情報保護方針」: <https://np-foundation.or.jp/privacypolicy.html>

(2025年2月版)